

発議第1号

多可町議会における綱紀粛正に関する決議

上記の議案を多可町議会会議規則（平成17年多可町議会規則第1号）
第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年3月3日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 山口 邦 政

多可町議会における綱紀肅正に関する決議

平成 27 年 12 月議会の議長選挙においての不信行為は、議員の倫理規範に照らしても到底看過されるものではありません。

一連の混乱により町民の皆さまに多大のご心配、ご迷惑をおかけし、議会に対する信頼を損なうところとなったことは誠に遺憾であります。多可町議会議員全員の問題として捉え、心よりお詫び申し上げます。

私たち議会人は、二元代表制のもとでその一翼を担い、議事機関として予算の決定・決算の認定・契約の審議・条例の改廃など幅広い重要な役割を担っています。また、地方議会には、当該団体の事務事業に対する調査権と言う重要な権限も付与されています。このようなことから、私たちは議会人として道徳観や倫理観に基づいた行動規範が求められています。

今後、多可町議会では、議会が本来やるべき役割と責任を再確認し、二元代表制を踏まえ、地方主権時代にふさわしい、より町民の皆さまに必要なとされる議会を目指してまいります。

ここに多可町議会は、厳しく自省自戒をし、綱紀肅正をはかり、議員が一丸となって町民の皆さまからの信頼回復に努めます。

以上、決議する。

平成 28 年 3 月 3 日

多可町議会